

4 本 堂 秀 利 議 員

- 1 泊原子力発電所について
- 2 平成24年度町政執行方針から介護保険・高齢者対策総合事業について
- 3 国民健康保険証適正交付について
- 4 平成24年度の教育行政執行方針について特に学校教育の主要施策について



1 泊原子力発電所について

私は、日本共産党議員団を代表し、一般質問を行います。

まず最初に、泊原子力発電所について。

北海道電力は、2月29日原子力安全保安院から指摘されていた活断層の連動性についての調査報告で、3ヶ所のうち1ヶ所黒松内低地断層帯との連動性が否定できないと発表しました。

これまで長さ約90km、M8.2クラスの地震を想定していましたが、今回の発表によると長さ150km想定地震がM8.5と0.3引きあがることで、地震の強さは2倍になるといわれております。

想定される地震や津波の規模が大きく変わる可能性がある以上、徹底的な調査が必要なことはいうまでもありません。

現在、泊1、2号機再稼働の条件となるストレステストの1次審査報告書が原子力安全保安院に提出され、審査が行われています。

今回の発表は、これまでの耐震審査や安全対策に根本から見直しが迫られることにつながるもので、再稼働の是非以前の問題であり、NPO法人原子力資料情報室 山口幸夫共同代表は「運転再開を急いではならない。泊原発を建設してよかったかというところまで議論は及びうる」と述べています。

北海道電力は、これまでも東洋大学の渡辺満久教授が指摘する泊沖の海底活断層について「存在しない」と否定し、再調査に応じようとしなかったことについて、本義会はこの問題で昨年12月国に調査を求める意見書を提出しました。

活断層の連動性についてきちっとした調査をせずに報告書を出し、再調査を指示されるような今回の姿勢ともあわせて、これを根本的に改めて安全性にかかわる問題点を徹底的に洗い出し、調査するよう北海道電力に申し入れるべきと思いますが、いかがですか。

大飯原発3、4号機について原子力安全保安院は、ストレステストの1次評価を「妥当」とする審査書を原子力安全委員会に提出、このストレステストの意見聴取会の委員 後藤政志さん（元 東芝原子力プラント設計技術者）は「検討すべき技術的課題が残っていることが明らかになったのに妥当としたのは、再稼働ありきの立場からの見切り発車で、こんな拙速なやり方は認められない」と東大教

授の井上博満委員とともに講義声明を出しました。

ストレステストは安全性に関する総合評価とされるが「すべて筋書きどおりうまくいった場合の机上の楽観的シミュレーション、ごく部分的な調査でお手盛り審査」であると述べています。

このような審査自体何の意味があるのか疑われるストレステストで再稼働などというのはまったく論外ですが、少なくとも泊原発周辺の活断層について再評価が求められている以上、保安院での審査は、この調査結果が反映されたものでなければならぬと思うが、いかがですか。

町長は常にさらなる安全性の確保を強く求めていくと述べていますが、そうであれば国に対してこのストレステストの審査は調査結果が出るまで中止するよう求めるべきと思うが見解を伺います。

福島第一原発の事故を契機に原発からの撤退をとというのが国民の圧倒的多数の声です。仮に今すぐ泊原発を廃炉にするとしても、廃炉が完了するまでに30年から50年を要するといわれております。

さらに、完全に破綻している核燃料サイクルのもとで、たまり続ける使用済み燃料や核廃棄物は、行き場を失って、もしかすると子々孫々の時代になおその重い負担を強いているのではないかと懸念する声さえあります。

地震国日本で福島事故が再び起こらない保証は何ひとつありません。

原発からの撤退と自然再生エネルギーへの転換の道を今こそ進むべきと考えます。

ドイツは、地球温暖化防止への取り組みでも先進的役割を果たしており、同時にまた2021年までに原発からの撤退を宣言しています。ドイツの自然エネルギー関係の雇用は2004年16万人ですが、2010年には37万人と2倍以上になっています。

2010年の原発関係の雇用は3万人で、原発関係の雇用の12倍となっており、2050年には100万人達するとの見通しです。

自然エネルギーの占める比率は、2012年には21%達成が可能といわれています。

そして、地方に巨大な発電所を作るのではなく地方分散型、地方密着型であるのが特徴です。

再生可能エネルギー資源が豊富に存在する農山村では農林業等の新たな発展や関連産業が生まれ、その結果、後継者難が解消されるなど過疎化や高齢化の克服も可能になり、地域の活性化につながっています。

ドイツは国の最策としてこれらを支援する仕組みができていますが、日本では大きく立ち遅れています。

そういう中でも岩手県北東部にある葛巻町は標高400以上が95%を占める高原で、人口7,417人の小さな町ですが、かつて町民の間では「葛巻町は何もない、鉄道も高速道路も通っていないし、山の中でありながら温泉も出ないしスキー場もゴルフ場もない」といっていたが、今はクリーンエネルギーの町を誇りにしているといいます。

風力、バイオマス、木質チップ、木質ペレット、太陽光、小水力など地域の資源をエネルギーに変えようと町と住民が一体となって取り組みを進めています。

葛巻町の一家庭あたりの年間エネルギー支出は、電気、ガス、灯油燃料など89万円、年間71億円が町外に流出しています。

町の進むべき方向として、エネルギーの地産地消体制の構築を目標としていま

す。

エネルギー支出が地元のエネルギーで調達させるなら、町に雇用と所得が生まれ、税収も増えるとして努力が続けられています。

このような取り組みは、北海道でも美幌町、下川町など各地で展開され注目を集めています。

放射能汚染の心配をまったくせずにこのような形で、地域の活性化を目指すことこそ岩内町の進むべき方向であると考えますが、いかがですか。

原発からの撤退を決断すること、そして自然再生エネルギーへの転換の道を踏み出すことを強く求めます。

【答 弁】

町 長：

本堂議員からは、4点にわたるご質問であります。4点めにつきまして、教育委員会からご答弁申し上げます、私からは3点についてお答えいたします。

1点めは、泊発電所について、4項目にわたるご質問であります。

1項めは、活断層の連動性等について、北海道電力に徹底した調査を申し入れるべきとのご質問であります。

泊発電所周辺の活断層の連動の可能性の評価につきましては、本年2月28日の、原子力安全・保安院「地震・津波に関する意見聴取会」の指摘を受け、3月8日、北海道電力では、陸域および海域の追加の地質調査と敷地前面海域の連動断層を、範囲約98kmとして地震動を評価する旨を、国に報告したとのことであります。

加えて、報告では、念のための参考として、敷地前面海域の連動断層と黒松内低地帯・八雲断層との同時活動を考慮した、範囲約160kmの地震動も評価するとしております。

この度の地震動の評価につきましては、結果的に、これ迄の評価より、厳しい条件下で行われるものと考えております。

一方、東洋大学教授等から指摘のあった泊沖の活断層の評価についてであります。既に、北海道電力では、東洋大学教授等の主張も考慮し、約11万年前の噴火により堆積した洞爺火山灰等についての追加調査、および、国の指示により、約20万年前の古い地層や山側の地質データの補足調査を実施済みであります。

また、この結果に基づき、昨年2月に、北海道電力は、専門部会に対し、東洋大学教授等が活断層存在の可能性の根拠としている「泊付近から神恵内付近における約12万5千年前の海成段丘面の標高差は、ほとんどないことを確認した」との趣旨の説明を行っており、この内容も含め、泊発電所の耐震安全性評価の検討が現在も、国において継続中であることから、今後も推移を注視してまいりたいと考えております。

2項めと3項めは、ストレステストと断層連動等の耐震安全性評価についてのご質問であります。

関連がありますので、合わせてお答えいたします。

泊発電所1、2号機のストレステストの一次評価につきましては、現在、国において、専門家による意見聴取会を開催しながら、審査を継続中であり

ます。

ストレステストでは、想定を超える地震や津波が襲来した場合であっても、緊急安全対策等の既に講じられた対策を活用することにより、炉心損傷には至らない十分な安全裕度があり、かつ、対策の実施が可能なのかといった確認が進行中と伺っております。

なお、ストレステストと耐震安全性評価との関係につきましては、本年1月20日の会見で経済産業大臣から、耐震安全性評価に係り、「それぞれの時点において、どういう調査が進み、どういう論点で、どういう整理がされているのか、当然、そのことに合わせて、ストレステストについては、評価がされる」との発言がなされており、先ほどの、断層連動の今後の評価および検討結果についても、必要に応じ、ストレステストに反映されるものと考えております。

したがって、ストレステストの審査を中止する必要性も無いものと考えております。

何れにいたしましても、原子力発電所の安全性の確保につきましては、国の規制責任、事業者の保安責任といった基本的な枠組みの中で行われるべきものと考えており、今後とも、町として、岩宇4町村として、国や北海道電力に対しましては、責任をもって安全対策に万全を期すこと、さらには、住民にわかりやすく、かつ丁寧に説明することなどを、強く求めてまいります。

4項めは、再生可能エネルギー関連産業による地域の活性化についてであります。

現在、北海道では平成23年度から32年度を計画期間とし、持続可能な省エネルギーの実現と、新エネルギーを主要なエネルギー源の一つとすることを目標に北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画の策定作業を進めております。

これと関連し、町では、昨年11月、後志総合振興局に設置された「後志地域再生可能エネルギー資源活用可能性検討会議」に参加し、中長期的な視点に立ち、再生可能エネルギー資源の活用策やエネルギーの地産地消などについて情報収集を始めたところであります。

一方、どのようなケースでありましても、エネルギー供給設備の導入には、作業着手から終了まで、長い期間が必要と考えており、何よりも、冷静な議論が重要との認識から、国が、この夏の策定を目指し、検討を進めている「新・エネルギー基本計画」の方向性について、注視しているところであります。

< 再質問 >

再質問いたします。

最初に原子力発電所の問題について。

活断層の連動の調査では、保安院指摘の150 Kmの連動の可能性があると指摘されたことについて、北電はそれをさらに延長して、164 Kmとしてより厳しい条件で調査するとしておりますけれども、北電は1、2号機の再稼動をできるだけ早くしたいため、念のため調査だとそのようにはっきりとっております。

そして、海側と陸側をそれぞれ別の活断層としてとらえ影響しあうとみて計算するそうゆうふうに調査することをしております。

しかし、150 Km の活断層が連動した場合の結果とはこれは明らかに異なる結果となります。

そして、北電の調査の仕方が妥当かとそういうふうに指摘する、専門家の間では指摘されていることもあります。

活断層を過小評価して、調査しようとする姿勢があると考えます。

大飯原発3、4号機で1次テストのストレス評価が妥当と判断された、これについて枝野経産大臣は保安院が妥当としたのは、定められた手順どおりに行われていたかどうかということであり、ストレステストをやったから安全性が確保されているわけではない、さらに班目原子力安全委員会委員長は、1次評価だけでは安全評価として不十分だとこのように言っております。

そして、政府の事故調査委員会も中間報告を発表いたしましたでしたが、原因究明は今だ出来ていなく、結論は出せないというふうを言っております。

さらに、今言ったようにストレステストの1次評価これでは安全が確認できないというふうを大臣が言っております。

更に、防災対策について言えば、細野環境大臣は新しく法制度を発足させた上で、6ヶ月程かけて新指針を踏まえた防災計画をつくっていく、これから6ヶ月かけてやっていくんだというふうを言っております。

そういう点ではやはり事故原因の究明も出来ていない安全確認も保障されないさらには、防災対策全然これからやるんだというふうをゆっている。

こうゆう原発のストレステストのやり方これは到底私たちには理解できるものではありません。

こうゆう点で、町長はこれらの点でどうゆうふうを考えるのかお伺いしたいと思えます。

さらに、自然エネルギー対策は、賦存量の調査というのは、あの一過去にやったことがあるのかどうか。

その点についてお伺いたします。

後志地域再生可能エネルギー資源活用可能性検査検討会議、そこに参加してこれからのいろいろやると言ってますけども、これは長い年月をかけてやっていくとゆうことを話しておりましたけれども、やはり原発から撤退するとそういうことをきちんと撤退するというそういう立場で、自然再生エネルギーを抜本的にそういう方向に切り替えていくそうでなければ、あの一本当に力が入らないのではないか、私はそういうふうに思えます。

そういう点でも再度答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

4点にわたる再質問であります、4点目につきましては、教育委員会からご答弁申し上げ、私から3点についてお答えいたします。

1項目は、ストレステストの1次評価につきましては、起動準備の整った原子炉に対し、想定を超える地震や津波が襲来した場合であっても、既に講じられた対策を活用することで、炉心損傷には至らない十分な安全裕度があり、かつ、対策の実施が可能なのかという確認をするものであります。

原子力発電所全体の構造健全性等につきましては、今後、ストレステスト

の2次評価において、検討されるものと考えております。

2項目は、当地域における再生可能エネルギーに関する賦存量調査については、平成10年と11年に、岩内町新エネルギービジョン策定に向けた各種調査を行う中で実施しており、具体的なエネルギーのメニューとしては、太陽光、太陽熱、風力、温度差エネルギーとしての地下水、温泉熱利用としての深層熱水計5項目について賦存状況と利用可能性調査を実施しております。

3項目は、国の新エネルギー基本計画の策定においては、「省エネルギー」、「再生可能エネルギー」、「資源・燃料」、「原子力」、「電力システム」、および「エネルギー・環境産業」を、6つの重要な論点とし、検討を進めているところであり、現段階では、「原子力」なしのエネルギー政策については、想定できないものと考えております。

＜再々質問＞

まず原子力発電所問題について。

現段階では、原子力なしのエネルギー政策については、想定できないとのことですが、原発の運転については福島原発事故の原因の徹底究明と最新の知見による安全評価、それに基づく防災対策が必要であり、それらが保証されない再稼動については、認められないというのが日本共産党の立場であり、直ちに原発をゼロにすることはエネルギー政策全体の中では現実的ではないと考えています。

だからこそ、期限を決めた原発からの撤退が必要であり、そこに向けて自然再生エネルギーの爆発的普及を目指すこと。

そのために力を尽くすことが必要であることを重ねて指摘しておきたいと思えます。

2 平成24年度町政執行方針から介護保険・高齢者対策総合事業について

次に、平成24年度町政執行方針から介護保険・高齢者対策総合事業について伺います。

岩内町特別養護老人ホームは4月1日から社会福祉法人溪仁会に施設、土地も譲渡され、町としては今後施設運営に側面的な支援を行うと町政執行方針で述べています。

岩内町の施設入居待機者は現在何名ですか。

施設入居希望待機者に対する対策は町としてどのように考えていますか。

今後施設サービスについては、主に重度者要介護4以上程度の方が利用するサービスに位置づけ要介護2以上程度の方は、自立した生活を送ってもらうため居宅サービスと地域密着型サービスへ切り替え、地域密着型サービスの施設供給量の確保を図るとありますが、介護度4以下の老人は施設に入所できなくなるのではないのですか。

町が調査した人口の推移から見た高齢者の状況では、平成22年度、65歳以上人口は4,388名岩内町総人口の30.4%から平成26年度65歳以上人口は4,585名岩内町総人口の32.4%を占めると推計しています。

年々増加する高齢者の要介護認定者の推移は第3期介護保険事業（H18年）では680名、平成23年10月では810名で高齢化に伴い5年間で1.2倍になっています。

しかし、平成22年と平成23年の比較では8人の増加にとどまっていると報告しています。

微増にとどまっている要因は何処にあると考えているのですか。

要介護認定で現在より軽度と判定された各層人数、要支援から外れ介護取りあげ人数は。

各介護度における介護認定者の利用限度額では何割使っていますか。

介護費用の1割という高すぎる利用料負担のため低所得者が利用を抑えているのではありませんか。

こうしたことが、要介護認定者の微増にとどまる要因ではないのですか。

町がおこなった高齢者日常生活調査では、3,847名へアンケートを行い3,099名が回答。

その結果、2次予防高齢者が1,248名、40.3%、要介護状態などになる恐れの高い65歳以上の高齢者を確認し、第5期介護保険事業計画では「医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケア」に取り組むとしています。

町の生活支援サービスでは、訪問給食サービス事業があり、町政執行方針では1食あたりの利用者の負担金を600円から500円に引き下げ、高齢者に一層利用しやすいサービスへと住民要望答える料金設定をしました。

100円引き下げによる町の負担分はいくらになりますか。

保険事業計画では24年度推計で訪問給食サービス事業は7,600食、26年度は8,700食と見込んでいますが、23年度事務に関する説明書では23年度利用者、老人世帯は44人、6,699食。身体障害者世帯1人、219食の6,918食と説明されています。

この事業は食事を賄うことが困難な者の居宅を訪問し孤立感の解消、及び健康保持・増進を図るとあります。

この8,700食分は何名を推計しているのですか。

介護が必要にもかかわらず、要介護認定を受けていないため、介護保険サービスの対象とならない高齢者も多く見込まれ、現状では要介護状態になくても二次予防高齢者が多く見込まれる。

一方ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などの中には、日頃、様々な悩みを抱えながら、周りに相談できる相手もなく日常的に孤立してしまう懸念の方々も増加すると予測されるとあります。

こうしたことへの対策を考えると500円はもっと検討できるのではないのか。どのように検討して500円なのですか。

厚生労働省「地域包括ケア研究会」報告は今後、高齢化によって介護サービスの需要爆発が見込まれ一方サービスを提供する人材・財源には限りがある。

給付の優先順位を明確にして選択と集中を進めていく」と規定していますが選択とは介護取りあげにつながるものではないのですか。

地域包括ケアとは、介護保険という制度化された相互扶助を高齢者の自己責任と近隣のたすけあい共助ボランティアと役割分担などでおこなう介護サービスの低コスト化ではないのですか。

介護保険料の大幅な値上げはますます介護制度利用者に負担を増大させるものです。

また介護給付費の増加分を高齢者の保険料負担に転嫁するのはもはや限界です。

第5期介護保険事業で介護保険料は都道府県に設置されている財政安定化基金や準備基金を取り崩し設定をしたようですが、低所得者への対策はどのようにおこなったのか。

①国は保険料の全額免除、②収入に着目した一律免除、③一般財源の繰り入れは適当でないとして3基準を強調していますが、介護保険は自治事務であり国の指導は助言に過ぎません。

一般会計からの繰り入れで保険料の軽減を行うべきではないのか。

介護保険が始まった2000年度は介護費用50%の国庫負担割合を25%に引き下げ、さらに23%に引き下げています。

公費負担が制限されるもとでは、給付費増は保険料の引き上げに直結します。

国に対して負担割合の引き上げを迫るべきではないのか。

要支援1・2の人に給付される介護保険サービスを「介護予防・日常生活支援総合事業」に置き換える制度改変が決められました。

総合事業は介護保険本体とは別枠の「地域支援事業」の一環とされ、その費用は「介護保険給付費の3%以内」と上限が決められています。

町としては総合事業へ制度の改変を目指しているのですか。

要支援1・2の人は、現行では予防給付としてヘルパーによる家事援助や介護事業者のデーサービスを利用できますが、総合事業が導入されると市町村の判断で「業者の宅配弁当」「民生委員の見守り」など低コストサービスに切り替えられます。

各人のサービスを総合事業に置き換えるかどうかの決定権は「市町村の裁量」とされ本人に決定権はないと決められました。

こうした要支援1・2の対象者を低コストサービスに切り替える総合事業の導入は行うべきではないと考えるがいかがですか。

第6期高齢者保健福祉計画や第5期介護保険事業計画を作成するに当たって、要介護1から5の認定者を除き65歳以上の方からアンケート調査を行ったことは事業計画を進める上で今後活用できるものです。

アンケートを回収できなかった748名の調査も最後まで行い高齢者の生活実態や介護へのニーズをつかみ直すことや事業計画に住民の声を反映させることが求められていると思いますがいかがですか。

【答 弁】

町 長：

2点めは、平成24年度町政執行方針から、介護保険・高齢者対策総合事業について、18項目にわたるご質問であります。

順次、お答えいたします。

1項めの、岩内町特別養護老人ホームの入居待機者数についてと、2項めの、入居待機者対策については、関連がありますので、合わせてお答えいたします。

岩内町の入居待機者数は、本年3月1日現在で、63名となっており、このうち、実質的な待機者としては、岩内町特別養護老人ホームのみを希望する方と、早急に入所したい方を合わせ、23名となっております。

待機者対策としましては、現在は、入所の必要性が高い方の優先や、順位の随時見直しのほか、短期入所制度の活用や、他の施設の斡旋などを行っておりますが、民間事業者への移管後におきましても、同様の対策を講じる方針であることと、さらには、移管した特養と、既存の老人保健施設、また、待機中における居宅サービス利用との、一体的な活用を図った対応を積極的に実施し、待機者の解消に努めることとなっております。

3項めは、介護度4以下の施設入所についてであります。

高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた場所で、可能な限り、安心安全に暮らし続けられるためには、どのような支援が必要かとの考えから、今後においては、居宅サービスなどの一層の充実を図ることが重要であるとしているものであり、施設サービスの利用については、要介護の程度によって一律に区別することなく、あくまでも高齢者の状態や希望、家族の状況等に応じて、個々に検討されるものであります。

4項めは、要介護認定者の微増の要因についてであります。

介護保険制度が開始した当初においては、要介護認定者の数が年々増加しておりましたが、現在では、制度の開始から10年余りが経過し、制度の周知と普及が進んだことから、介護認定の申請を済ませた方が多数となり、今後、急増する要因は少ないと思われまます。

また、岩内町の場合は、高齢化率は上昇するものの、人口減少との相殺によって、平成20年台では高齢者数が横ばい傾向にあり、これらを勘案しますと、認定者の微増という結果になっているものと考えております。

5項めは、要介護認定で現状より軽度に判定された各層の人数と、要支援から外れた人数についてであります。

まず、要介護認定の更新に伴い、以前の状態より軽度に判定された方は、直近1年間の、平成23年3月から平成24年2月まででは、要支援1の方が1名、要支援2の方が12名、要介護1の方が23名、要介護2の方が1

6名、要介護3の方が9名、要介護4の方が12名、要介護5の方が5名、合計で78名となっております。

次に、要支援から外れた方は、要支援1の方が1名と、要介護1の方が1名の、合わせて2名であります。

6項めは、各介護度の、利用限度額に対する利用割合についてであります。平成24年1月の時点においては、要支援1の方では61.8%、要支援2の方では53.6%、要介護1の方では49.5%、要介護2の方では55.6%、要介護3の方では62.6%、要介護4の方では61.3%、要介護5の方では47.2%、となっております。

7項めは、介護費用の1割負担のため、低所得者が利用を抑えているのではないかについてであります。

要介護認定者のうち、介護サービスを利用している方の割合については、平成24年2月現在で、認定者全体の平均が約66%であるのに対し、低所得の方は約70%であり、むしろ、低所得の方のサービス利用が多い状況となっております。

8項めは、訪問給食サービスの利用者負担の百円引下げによる町負担はいくらかについてであります。

町の負担額については、訪問給食サービス事業の委託料から、利用者負担による収入分を差し引いた費用の、2割相当額となりますので、利用者負担額を500円とした場合の、町の負担額は、約80万円であります。

9項めは、平成26年度利用の8,700食は何名分の推計かについてであります。

ご指摘の、平成23年町の事務に関する報告書における訪問給食サービスの年間食数6,918食については、1月から12月の実績数であり、第5期岩内町介護保険事業計画案の食数7,100食は、平成23年度の4月から3月までの見込みとなっております。

これを、1人当たりの年間平均の食数で割り返した、実質の利用者数は約25名であります。

この実質の利用者数をもとに、利用者負担額の値下げによる効果を勘案し、今後の利用者の伸びを推計した結果、実質の利用者数の伸びは、年間約2名となり、これに伴う年間の食数の伸びを約500食と見込んだところであります。

以上から、平成24年度の実質の利用者数は約27名で、食数は約7,600食となり、以下、同様の計算により、平成26年度の実質の利用者数は約30名、食数は約8,700食としたものであります。

10項めは、利用者負担の500円はどのように検討したか、についてであります。

訪問給食サービス事業は、年齢や身体上の理由等により食事を賄うことが困難な方に対し、孤立感の解消と、健康の保持・増進を目的として、食事を提供するものであります。

こうした事業の主旨を踏まえながら、事業を継続的、安定的に実施するためには、利用者にとって一定の負担をいただくことが必要であると考えております。

この度の利用者負担額の引き下げについては、高齢者が利用しやすいサービスとなることを考慮しつつ、受益者負担の原則と公平性に配慮し、施する

こととしたものであります。

1 1 項めは、給付の優先順位による選択は、介護の取り上げにつながらないか、についてであります。

厚生労働省においては、今後の介護保険事業の円滑な運営を図るためには、介護度の重度化予防などに対して効果のある保険給付を優先して重点化し、これをもって、保険給付費の総量について、増大化を抑制する検討も必要があるとしているところであり、高齢者個々のサービス低下を容認あるいは促すものではないものと考えております。

1 2 項めは、地域包括ケアは、介護サービスの低コスト化ではないか、についてであります。

地域包括ケアについては、介護保険制度の実施において推進することとなっており、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供することです。

したがって、その考え方の基本は、医療や介護といった福祉分野における役割分担の重要性に着目したものであり、介護サービスの低コスト化とは、目的が異なるものであります。

1 3 項めは、第 5 期岩内町介護保険事業計画案での低所得者対策についてであります。

第 5 期の計画期間におきましては、高齢化に伴う保険給付費の自然増や、各種サービス基盤の整備などにより、65 歳以上の方の介護保険料の引き上げが見込まれるところでありますが、低所得の方については、少しでも負担を軽減したいと考え、町として独自に、保険料負担段階の細分化を決定したところであります。

具体的には、所得段階別の保険料において、町民税非課税世帯の方で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円から 120 万円までの方については、通常の保険料率より低い保険料率を設定し、低所得の方の負担軽減を図ったものであります。

1 4 項めの、一般会計からの繰入れで介護保険料を軽減すべきについてと、1 5 項めの、国に介護給付費の負担割合引上げを迫るべきについては、関連がありますので、合わせてお答えいたします。

介護保険の費用の負担割合については、高齢者の保険料が 21%、市町村の一般財源が 12.5%となっておりますが、これについては、高齢者自身にも、受益者負担の原則と、相互扶助の一翼を担う意味合いなどから、保険料負担が定められているものであります。

したがって、保険料として定められた負担割合を減じるために、市町村の一般財源に負担を転嫁することは、現行制度の中では難しいものと考えております。

一方、国の現行の負担割合は 25% ありますが、制度改正により負担割合の引き上げが行われた場合は、保険料の負担軽減が図られることとなりますので、道などの関係機関等を通じ、制度改正に関する国への要請に取り組んでまいりたいと考えております。

1 6 項めの、町は「介護予防・日常生活支援総合事業」を行うのかと、1 7 項めの、日常生活支援総合事業を導入すべきではない、については、関連がありますので、合わせてお答えいたします。

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者や要介護状態等になるおそ

れの高い高齢者に対して、本人の意向を最大限に尊重しつつ、市町村の判断により、介護予防や生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業であります。

要介護認定の、要支援と非該当を行き来する高齢者や、介護保険の利用に結びつかない高齢者等に対し、切れ目のない総合的なサービスを提供するなど、支援の充実が期待されることのほか、総合事業全体に対する財源手当が充実している点などを考慮しながら、今後の事業実施については、その是非を含め、検討していく必要があるものと考えております。

18項めは、高齢者日常生活調査の、未回収者の調査実施についてであります。

高齢者日常生活調査については、昨年10月に、要介護1から要介護5の方を除く高齢者全員を対象としてアンケート調査を実施し、80.6%の方から回答をいただいたところであります。

未回答の方に対しては、調査日以降に、新たに65歳になった方と合わせ、平成24年度において、改めて調査を行う予定となっており、調査結果については、今後の介護予防事業の取り組みなどに活用を図ってまいりたいと考えております。

< 再質問 >

次に、介護保険の問題について。

道は、2012年取り崩すことを決めた財政安定化基金の33億円を3年間に渡り、特養ホームなどに助成の拡充、高齢者の見守りなど助成事業の新設などに活用するとしました。

特養などの新設また、25,000人の待機者の削減を目標にしていますが、岩内町23名は、こうした待機者の削減の対象として取り組めるのでしょうか、お伺いします。

利用限度額に対する利用割合は、6割程度です。

利用割合が上がらないのは、1割負担が高いというそういう認識からではありませんか。

総合事業は、サービスの基準を判断するもので、サービスの質を担保する基準はありますか。

高齢者サービスに格差を持ち込む総合事業の導入は、止めるべきではないかと考えますが、いかがですか。

高齢者の見守り態勢構築に向けて、道は高齢者の孤独防止対策や配食サービスへの助成として、3年間で約2億円を見込んでいます。

こうした道の助成費用を見込んでも、平成26年度30名程度としたのですか。道の助成を受けるよう対処しているのでしょうか。

お伺いします。

【答 弁】
町 長：

2点目は、介護保険について4項目の再質問であります。

1項目は、北海道の介護保険・財政安定化基金を原資とする特養新設等への道補助することについてであります。道の第5期介護保険事業支援計画の中では、特養の整備計画を規定しており、後志圏域については、現状の枠配分で、新設等は難しい状況となっているので、まずは先にお答えしたとおりの手法により待機者対策の実施に努めて参りたいと考えております。

2項目は、利用者負担額1割のため、利用率が上がらないのではないかとのご質問であります。介護保険の利用限度額とはサービス提供の最大限を設定しているもので、個々の方の利用の量は、利用者の身体の状態や家族の状況及び要望に照らして、ケアマネージャーと相談しながら、その利用に適した利用の量を決定しております。

3項目は、介護予防・日常生活支援総合事業はやめるべきではないかのご質問であります。

この事業は、要支援者や要介護状態等におそれの高い高齢者に対して、本人の意向を最大限に尊重しつつ、市町村の判断により介護予防や生活支援サービス等を総合的に提供することができる事業であります。同上については今後、同事業の指針、実施要項、手引き等が示される予定となっておりますので、示された段階において事業実施に判断をして参りたいと考えております。

4項目は、北海道の新たな助成事業を活用して、訪問給食事業の充実を図ってはどうかについてであります。

北海道におきましては、財政安定化基金を原資とする新たな助成事業を実施予定であり、そのメニューの一つに高齢者の見守り態勢の構築としては配食サービスなどの支援体制の整備に対する助成などを制度化するとしております。

しかしながら、現時点では具体的な要綱などが示されていないことから今後、具体化した時点で内容を確認し、助成事業の活用が可能と判断された場合には取り組みについて検討したいと考えております。

< 再々質問 >

次に、介護保険の配食サービスについて。

道は、町が行う高齢者対策として配食サービス等助成費用を3年間で2億円見込んでいます。

配食サービスの目的からもまた、答弁にある適正な負担額が今後の検証も含め実施とあり、高齢者が利用しやすいサービス、見守り事業を進めるためにもその具体的要綱を見ながら、配食料金の引き下げを検討するよう注視して行きたいと思っております。

特別擁護老人ホームの待機者についてお伺いたします。

道は、積立した分を3年間に渡って助成し、待機者の削減に取り組むようにしています。

町としては、待機者対策を同の事業と合わせて、譲渡した特養での待機者解消のため、しっかり取り組むよう指摘しておきます。

3 国民健康保険証適正交付について

次に、国民健康保険証適正交付についてお伺いします。

平成23年町の事務に関する説明書では12月現在の国民健康保険加入者数は4,206名、加入世帯は2,542世帯と報告。

国民健康保険届出状況で資格取得が406件、世帯数327世帯、576名。

資格喪失418件、382世帯、695名と報告しています。

資格喪失418件の内容は。

加入世帯と滞納世帯数、滞納率は。

滞納者に対するサービス制限は行われたのか、差し押さえは行われたのか。

短期保険証の世帯数と人数は、前年度と比べて増減は。

短期保険証の交付方法は。

資格証明証は発行しているのか。いるとすればその世帯数と人数は。

窓口留置になっている世帯数とその人数は。

こうした被保険者に対する交付の進め方はどのように考え取り扱ってきたのかお伺いします。

平成24年2月13日、各市町村国民健康保険各広域連合事務局長あてに北海道保健福祉部健康安全局参事から国民健康保険被保険者証などの適正交付についてという通知では、被保険者証は国民健康保険の被保険者であることを証明するもの、医療機関などで受診する際には必ず提示を求められることから迅速に被保険者の手元に届くように適切な事務処理が保険者に求められている。

たとえ、国民健康保険税が滞納している場合であっても国保の資格を有する限り、これらの被保険者証などが切れ目なく被保険者の手元に届くような措置を講じる必要があるとした。

平成21年度では、短期保険証は窓口交付、窓口留置数が165件と報告しているが、この通知を受けて町としてはどのように対応したのか。

改善に向けた措置、改善結果は。

子どもの健やかな育成に資する観点から資格証明証交付世帯に属する高校生以下の子どもに対しては有効期間6ヶ月の短期保険証を交付となっているが交付状況と有効月数は。

短期保険証交付世帯に属する高校生以下の子どもに対しては有効期間6ヶ月以上とする短期保険証の交付となっているが、交付状況と有効期間月数は。

通達では、長期間にわたり、保険者の窓口で短期被保険者証を留置し、交付されていない状況が確認されている。これから保険者証の更新事務を迎える保険者を含め被保険者の方々が安心して医療機関などに受診できるよう引き続き各種通知に基づき適正交付に努めるようにとしている。

こうした各種通知は何時、何度、町に来ているのか。

高校生以下の子どもに対する短期保険証の交付状況について2月24日まで報告が求められ、その内容は改善に向けた措置、改善結果とありますが、町としてはどのように報告をしていますか。

資格証明証世帯へは、国が2010年高校生以下の子どもに無条件で6ヶ月の短期保険証を発行するよう法令を改正しています。

高校生以下に限らず、一般被保険者にも「国保証を留め置くな」という道の通知をしっかりと受け止め対処すべきと思いますが、所見を伺います。

【答 弁】
町 長：

3点めは、国民健康保険証の適正交付について15項目にわたるご質問であります。

1項めは、平成23年における資格喪失届418件の内容についてであります。転出が65件、他保険への加入が269件、生活保護の適用が40件、死亡が28件、世帯合併が9件、その他が7件となっております。

2項めは、加入世帯数と滞納世帯数及び滞納率についてであります。滞納率が確定した直近の、平成23年6月1日現在で、加入世帯数が2,609世帯、滞納世帯数が343世帯、滞納率が13.1%となっております。

3項めは、サービス制限の適用と差押えの執行状況についてであります。これまで、サービス制限に関する条例の適用となった事例はありません。

また、差押えにつきましては、平成22年度の実績で、所得税還付金などの差押えを、140件実施したところであります。

4項めは、短期保険証の交付数についてであります。平成23年6月1日現在で、214世帯421名に交付しており、前年度の同時期と比較して、世帯数で89世帯の増、人数で9名の減となっております。

5項めは、短期保険証の交付方法についてであります。滞納世帯と面談する機会を確保するため、原則として、窓口にて直接交付しております。

6項めは、資格証明書の交付についてであります。平成23年度の現時点において、交付した事例はありません。

7項めは、保険証が窓口で留め置きとなっている世帯数と人数についてであります。現時点においては、66世帯82名となっております。

8項めは、留め置きとなっている保険証を被保険者に交付するための進め方についてであります。これまで、窓口への来庁を促すため、広報による周知、文書による呼びかけや電話連絡、また、家庭訪問による呼びかけを実施してきたところであります。

さらに、より留め置き保険証の解消を図るため、個別に家庭を訪問し、直接手渡しをするなど必要な時に必要な医療が受けられるよう配慮しているところであります。

ただ現状としましては、面談を拒む方や、実際に診療が必要になってから交付を受ければよいという方も多く、一部の方について、留め置きとなっているところであります。

9項めと10項めは、本年2月13日付で、北海道から出された通知を受けての対応についてであります。本通知は、これから更新時期を迎えるにあたり、あらためて各保険者に保険証の適正交付に努めるよう呼びかけたものであります。

本町といたしましても、適正な交付に向け、文書、電話による呼びかけはもとより、家庭訪問についても、これまで以上に取り組むことで滞納世帯との面談を求めるなど、更新時期には速やかに保険証の交付ができるよう、対応してまいります。

11項めと12項めは、高校生以下の子どもに対する短期保険証の交付についてであります。現在、高校生以下の短期保険証の交付対象者は120名で、全員に、有効期間6か月の保険証を1年に2回交付しております。

13項めは、保険証の交付についての国の通達についてであります。平

成22年6月1日付で、「資格証明書の交付について」及び「短期保険証の交付について」並びに「高校生以下の短期保険証の交付について」それぞれ受理をしております。

14項めは、高校生以下の短期保険証の交付状況についての報告に関してもありますが、本町においては、制度改正当初から、対象者全員に対し郵送により交付しており、特に改善の必要はないものと北海道からは判断されております。

15項めは、北海道の通知をしっかりと受け止め、保険証の適正交付に対処すべきとのことでもあります。

保険証を、適正かつ迅速に被保険者の手元に届けることは、保険者の基本的な責務であると十分認識しておりますが、同時に、一定の保険税を負担していただき、公正性と公平性を確保することも保険者の責務であり、国民健康保険制度を支える根幹であると考えております。

あわせて、国民健康保険事業の安定的な運営を図るうえで、保険税の徴収は、極めて重要であることからこれまで以上に、納付相談等を積極的に実施し、個々の事情を十分に確認しながら、保険証の適正な交付に努めてまいります。

< 再質問 >

次に国保の問題についてお伺いします。

岩内町の窓口止め置きは、66世帯82名ですが、道の通知は国保税が滞納している場合でも、国保の資格を有する限り切れ目無く被保険者の手元に届くよう措置を講じるとあり、国保証を留め置くなという通知です。

道の通知に反しているのではないですか。

郵送等により送るべきではないのでしょうか、お伺いいたします。

【答 弁】

町 長：

3点目の国民健康保険の留め置きをしている保険証を北海道の通知に基づき、郵送等により送るべきではないかとのご質問ですが、北海道の通知の主旨は、保険証が被保険者の手元に届くような措置を講ずる必要があり、こうした対応に努めることとされております。

こうしたことから、町としては保険証を窓口で留め置きすることが、目的ではなく、保険税の納税について面談し実情を確認していただくために、実施しているものであります。

したがって、町としては滞納されている方については、切れ目の生じないよう早期に猶予期間をもって面談の機会をもつよう対応しているところであり、今後とも、国、道の通知の主旨を踏まえ適正な交付に配慮して参りたいと考えております。

< 再々質問 >

また、国保証の交付については、道の通知は被保険者証を切れ目無く手元に届くようにすること、これが被保険者の健康を守り、重篤化させないためにもまず渡すことが必要だと思います。

そこから始まると思うのですが、いかがですか。

【答 弁】

町 長：

本堂議員からは2点についての再々質問でございますが、2点目は教育委員からお答えいたします。

1点目は、切れ目のない国民健康保険証の交付についてでございますが、国民健康保険制度及び国民健康保険事業を円滑に運営するためには、国民健康保険税の確保も公正性と公平性を維持する上で、重要な要であり、保険者の責務であることから、今後とも適正な交付に勤めて参ります。

4 平成24年度の教育行政執行方針について特に学校教育の主要施策について

次に平成24年度の教育行政執行方針について特に学校教育の主要施策についてお伺いします。

1. 全国学力テストについて。

小学6年生と中学3年生を対象に抽出率30%で実施の予定ですが、岩内は実施の予定ですか。

来年2013年には「数年に1度はきめ細かい調査を実施する必要がある」として悉皆調査が計画されています。今年来年と子供と教職員には新たな負担になると思いませんか。

数年なされたこの全国学力テストでは、岩内町の小学生中学生の学習上の課題と生活面や家庭での課題がほぼ明確になっていると思いますが、その課題はどのようなものですか。

「学校改善プラン」の内容はどのようなものですか。

上記の2つについては町民に公開し、地域の方も借りて学力や生活の改善に取り組む考えが必要ではないのですか。

2. 就学援助の取り組みについて。

準要保護世帯の基準を生活保護世帯の1.05倍を1.2倍にして対象となる世帯数の増加数はいくらですか。

また、1.2倍にした根拠はなんですか。

後志の他の18町村の準要保護世帯の基準はどうなっていますか。

岩内町は他町村に例のない準要保護世帯への支給額の10%をカットしていますが、その根拠とその10%に相当する金額はいくらですか。

3. 学校給食について。

食材の産地別割合をお知らせください。

小学校・中学校の冷凍食品の占める割合は。

放射能汚染から子供を守るために食材の放射能検査機器の用意を予定していますか。

4. 学校の適正配置について。

岩内町立小中学校適正配置基準方針は、小学校の統廃合となり「統廃合準備委員会」の設置となっていますが、町政執行方針にある「教育の機会均等や教育水準の向上を目的として具体的な検討を進めてとしています、ほんとうに教育の機会均等や教育水準の向上につながるのですか。

国の基準の人数に合わせると各学年が1クラスになりクラス替えができないという理由の統廃合ではないですか。

国が定めている小中学校の1クラスの数にはどのような根拠がありますか。

小学校1校減ることで交付金はいくら減額されますか。

我が国の教育への公的支出はGDP比3.3%です。

OECD（経済協力開発機構）28ヶ国中で最下位ですが、小学校1年生の少人数35人学級がようやく実現しました。

先進国の小学校1年生の1クラスの数。

いじめや友人関係の悩みなどで増加傾向にある不登校の生徒への対応は、少人数学級25人の実現で解決の道が見えるのではありませんか。

生徒数の減少は少人数学級が実現できるチャンスでもあります。

1クラスの人数を減らしクラスを複数作り、歩いて通える学校で体も鍛え自然観察や異年齢の交流もできます。

一人ひとりの児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら社会的資質や行動力を高める教育活動が実現できるのではないのですか。

学校は地域において重要で災害、原発事故の集合場所にもなっています。

それへの対応はどのように考えていますか。

5. 防災教育については、国は全国防災対策費として平成23年度の最終補正予算と24年度予算で1.1兆円を計上しています。

町は震災と泊原発事故との複合災害を想定した避難訓練と災害への心構えを学ぶ機会を地域とともに定期的に取り組むべきではありませんか。

お伺いいたします。

【答 弁】

教育長(表)：

4点目は、平成24年度の教育行政執行方針について、特に学校教育の主要施策についてのご質問でありますので、順次お答えいたします。

最初は、全国学力テストについてであります。

岩内町の実施の予定についてであります。平成24年度の全国学力・学習状況調査の実施については、文部科学省は4月17日に抽出調査で実施するとしていますが、北海道教育委員会では抽出以外の学校においても調査希望を取った中で実施することとしております。

岩内町におきましては、これまでも、希望調査により実施をしているところであり、平成24年度においてもこれまで同様に調査を実施することとしております。

次に、今年来年と調査が子どもと教職員に新たな負担にならないかについてであります。

平成19年度より実施している全国学力・学習状況調査であります。本町ではこれまで全ての小中学校において調査を実施してきたところであり、今後、理科の教科が加わるなど調査方法が変更となっても、これまでと同様の体制で実施することとなりますので、新たな負担はないものと考えております。

次に、全国学力テストによる小・中学生の学習上の課題と生活面や家庭での課題についてであります。

本調査から分析された課題につきましましては、学習面における課題としては、小学校では、国語において、漢字を正しく読んだり、書いたりすることの基礎的知識や、自分の考えをまとめたり効果的に書いたりすること。

算数では、正数や小数の計算の理解や筋道をたてて考えることや、ある場面を数字として整理する能力などが不足している傾向にあります。

中学校では、国語は小学校と同様に漢字の読み書きや同音異義語の理解、また、ある事に対して自分の考えをまとめたり論理的に書いたりすること。

数学では、四則計算の活用や、数量計算や法則等を文字式で表現する能力などが不足している傾向にあります。

そうした中で、岩内町における平均正答率は、これまでも全道平均を下ま

わっている状況であります。

生活面での課題の主なものとしましては、小学校と中学校とも同じ傾向にあり、家庭における学習が定着していないために、テレビやゲームに時間を多く使い学習時間が短かく、予習や復習が十分にできていない傾向が顕著であります。

次に学校改善プランの内容についてであります。

学校改善プランの内容については、各学校において本調査からの分析による課題をもとに基礎的・基本的な知識や技能の定着を目指した工夫や改善に向けた検証を行った後、年間指導計画の見直しや指導体制の確立、そして朝自習や放課後学習の工夫、更には家庭学習の工夫などの内容についての計画を立て、それらを基に授業の展開や家庭への理解を深める取り組みを実施しております。

次に、町民への公開と地域の力を借りて学力や生活の改善に向けての取り組みについてであります。

各学校では、本調査からの課題の内容や学校改善プランの取り組みについては、学校だより等により保護者へ周知しております。

また、学校だよりについては教育委員会や役場においても掲示し公開に努めているところであります。

また、地域の方の協力については、これまでも長期休業中の補充学習等において学校支援ボランティアの協力をいただくなどの取り組みを実施しておりますが、今後も地域の教育力の活用が図られるよう努めてまいります。

次に就学援助の取り組みについてであります。

まず、準要保護者の認定基準をこれまでの生活保護基準の1.05倍を1.2倍に引き上げた場合の増加世帯数と1.2倍の根拠であります。

就学援助の認定基準は、各市町村で設定することになっており、多くの市町村では生活保護基準に基づいて算出される額に1.0倍から1.5倍までを乗じ、その額未滿を対象としております。

岩内町の場合は、1.05倍を乗じた額未滿としていましたが、全道、後志管内的にも1.2倍、1.3倍としている市町村が多いこと、さらには、地域経済が低迷している状況等から、1.2倍に引き上げをしたいというものであります。

なお、1.2倍に引き上げた場合の増加数であります。平成24年度の申請がこれからであることから、増加数は算出できませんが、ここ数年間の状況では3世帯5人程度が新たに対象となるものと推計しております。

次に後志管内の状況であります。生活保護基準を用いている町村が、平成23年4月時点には、16町村でこの内、1.2倍以下が11町村で、1.3倍が5町村であります。

次に準要保護世帯の支給額10%カットの根拠であります。これについては、これまでも申し述べておりますが、準要保護世帯に係る補助金については、平成17年度より普通交付税の基準財政需要額に算入する、いわゆる一般財源化されたところであります。

こうした中、岩内町においても限られた予算の中で、教材消耗品や備品購入費の確保等、教育費予算全体の予算配分を工夫し、どう効果的に事業執行出来るかを検討したところ、就学援助における準要保護扶助費については、一部を保護者に負担していただくよう要綱を改正し、平成19年4月より施

行したところであります。

なお、支給額の減額に相当する額は、平成23年度予算ベースでは小中学校合わせ1,986千円であります。

次に学校給食についてであります。

まず、食材の産地別割合であります。食材の産地につきましては、主食であります米は、共和町産米を、パンは北海道産小麦を使用していることから、全てが地場産物であります。

副食では、2年に1度、学校給食における地場産物の使用状況調査があり、直近では平成21年度において北海道で収穫、生産された冷凍食品を含む産物及び北海道沖又は養殖地で水揚げされた水産物をどの程度購入したかの調査が行われております。

この調査では、副食では1年間を通じ約32%が地場産品を使用しているとの結果でありました。

小中学校の給食食材に係る冷凍食品の占める割合であります。

学校給食では、主食であるご飯やパン、麺類を除いた副食であるおかず類では、コロッケやとんかつ等の揚げ物類、ハンバーグ、肉団子等で冷凍食品が使用されているところであります。

具体的な使用割合は、統計的な調査がなされていませんが、平成23年7月と12月の2ヵ月を調査した副食費に占める冷凍食品の単価割合では、小学校で約52%、中学校では約55%となっております。

放射能汚染から子どもを守るために食材の放射能検査機器の用意を予定しているかどうかであります。

現在、市場に流通している1都16県の食材については、生産・流通段階等で一定の安全検査が実施され、安全な食材が流通しているものと考えております。

こうしたことから、教育委員会としては、現時点で町独自に学校給食食材の放射性物質検査を実施するため、検査機器を購入する予定はありませんが、国や他町村の動向、さらには学校保護者の意見等も注視して参ります。

次に学校の適正配置についてであります。

まず、統廃合が本当に教育の機会均等や教育水準の向上につながるのかと、国の基準の人数に合わせると各学年が1クラスになりクラス替えが出来ないという理由の統廃合ではないかとの質問は、関連がありますので一括してお答えいたします。

この度の統廃合につきましては、2校とも1学年1学級の単学級の解消を図り、クラス替えが可能な1学年2学級を確保するとともに、1学級当たりの児童数を20人から30人程度にしたいということが大きな要因であります。

これが実現することにより、町内2校の均衡ある教育環境を提供することが可能となり、強いては教育水準の向上につながるものと考えております。

なお、このクラス替えが可能であるとの前提としては、国の学級編成基準の上限人数を考慮しているところであります。

国が定めている小中学校の1クラスの人数にはどのような根拠があるかあります。

国が定める1学級の人数については、昭和33年に学級編成及び教職員定数の標準について必要な事項を定めることにより、義務教育水準の維持向上

に資することを目的として「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」が制定されております。

その後、数次にわたり教職員定数改善計画により学級規模の縮小化が図られ、昭和55年度の第5次定数改善計画によって40人学級が完成したところであります。

その基本としては、教師が子ども一人ひとりに目を配り、適時適切な指導が出来る学級規模が1学級の上限人数の前提となったものと考えております。

小学校が1校減ることで交付金はいくら減額されるかであります。

平成23年度普通交付税においては、小学校費の基準財政需要額では1校当たり9,558千円が算入されておりますので、統廃合により1校減少することにより約1千万円が普通交付税の基準財政基準額より減額となるものと思われま。

先進国の小学校1年生の1クラスの人数であります。

OECD（経済協力開発機構）の「図表で見る教育2010年版」では、日本の小学校の1学級当たりの平均児童数は28人で、OECD平均が21.6人となっております。

また、1学級の上限人数では、文部科学省の「教育指標の国際比較（平成21年版）では、イギリスやドイツの初等教育では30人を下回っており、主要国の中では日本の1学級当たりの人数は多い状況にあります。

少人数学級と不登校対応についてであります。

近年増加傾向にある不登校につきましては、病気や家庭環境、友人関係等が不登校のきっかけと考えられております。

このため、学校では、いじめアンケートや子どもとの教育相談を実施するなど、不登校の未然防止に努めているところであります。

ご指摘の通り、少人数学級では、教師が児童への目配りが出来、児童との触れ合う機会も増加することが、可能となりますが、本町の場合には統廃合せず3校を維持した場合には、クラス替えが出来なく、1学級が30人を超える学級が生じる状況にもあることから、こうしたことも統廃合を行う一つの要因となったものであります。

少人数学級は、個性の伸長を図りながら社会的資質や行動力を高める教育活動が実現出来るのではないかと質問であります。

そのためにも、小学校では20人から30人規模の学級が望ましいと考え、今回の統廃合を進めているものであります。

廃校となる学校の避難施設との関係であります。廃校する学校は教育委員会でその用途を決定することにはなりません。基本的には廃校となる学校は取り壊すのではなく、町の所有で有効活用されるものと考えております。

よって、他の用途に使用されることになっても、災害時には避難施設として位置付けられるものと考えております。

次に防災教育についてであります。

児童生徒への防災教育につきましては、各小中学校において教育課程に位置付け、教育活動全体を通じ、体系的、計画的に行われております。

特に、昨年、東日本大震災を受け、北海道教育委員会においては、災害種別毎の防災教育啓発パンフレットを作成し、全児童生徒に配布されたところ

であります。

本町においても、こうした資料を活用し、地域の状況にあった防災教育を各校で取り組むこととしております。

< 再質問 >

次に学校教育の問題について。

ここ数年なされた全国学力テストによって、学習面や生活面での課題が非常に明確になっているにもかかわらず、なぜ今年度も学力テストを実施しようとするのですか。

それよりも課題解決のために大切な1日を使うべきではありませんか。

準要保護世帯への就学援助の10%カットの理由を一般財源化としていますか。

国からのここ数年の基準財政需要額の推移は。

また、この準要保護を生活保護の1.2倍とするとその額はどのようになりますか。

小学校を統廃合することにより、20人から30人学級が実現できるとする理由は。

また、いじめはクラス替えでは根本的な解決にはならないと考えますがいかがですか。お伺いたします。

【答 弁】

教育長：

4点目は、学校教育の主要施策についての再質問でございます。

1項目は、ここ数年の全国学力学習状況調査の結果により課題が明らかになったのに、なぜ今年も実施するのかについてでございます。

全国学力学習状況調査におきましては、これまで5年間実施することにより課題が、明らかになってきてはいるものの、対象がその年の小学校6年生と中学校3年生となることから、課題に対しての取り組みの効果を把握し経過を分析する意味で今年度も継続して実施していくことが必要であると考えております。

2項目は、就学援助に関わる基準財政需要額の参入についてであります。

準要保護世帯の就学援助扶助費については、普通交付税の小中学校費の児童生徒数を単位とする基準財政需要額に密度補正として参入されております。具体的には、扶助費の対象者数の人数により、補正係数がプラスされることにより、基準財政需要額が算出されます。

したがって、対象人数により算出されているため、実質の支出額に対しての交付額の算出は、難しいと考えております。

次に1.2倍とした場合の額については、追加となる対象者にもよりますが、30～40万円程度と考えられます。

3項目は、小学校統廃合により20人から30人学級の実現できる理由についてであります。

現在の児童数は、100から130人となっております。

30人超学級が西小学校で3学級、東小学校で2学級、中央小学校ではありません。

今後、100人程度で推移しその同数が統廃合で2校となることから、数

字上50人程度と導き出されるところから、30人超学級が解消できることとなります。

いじめの解消は、クラス替えのみで解決できるものとは考えておりません。しかし、クラス替えできることが、ひとつの方策であると考えているところでもあります。

< 再々質問 >

教育行政について。

準養保護世帯への就学援助の支給額10%カットの理由を基準財政需要額の一般財源化としていて、交付額の算定は難しいとしています。

10%カットの理由にはならないと思いますがいかがですか。

後志で、あるいは全道でこの支給額のカットをしている町村はあるのかどうか、お伺いいたします。

また、憲法では義務教育は、これを無償とするとしています。

一歩でもこの精神に近づけるように、支給額の10%カットをしない方向で検討すべきではありませんか。

お伺いいたします。

【答 弁】

教育長：

2点目は、就学援助についての再々質問であります。

1項目は、準用保護世帯への修学援助支給額の10%カットの理由にはないとのことではありますが、普通交付税の参入については、先程述べたように、密度補正ということもあり、実質的な一般財源の負担が生じてきているところでもあります。

2項目は、後志管内状況ではありますが、2町村で給食費の1か月分を保護者負担している状況にあると聞いています。

3項目は、10%カットのしない方向で検討すべきであるとのことではありますが、限られた予算の中で、教育費予算全体のことを考慮する必要もあります。

また、実施する上では、新たな財源の確保もあることから、町長部局ともよく計り検討して参ります。